

金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱

(平成28年3月24日決裁)

改正 令和3年3月19日決裁

改正 令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号。次条において「条例」という。）第20条第5項の規定に基づき、空き家等活用協定を締結した町会その他の地域団体に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地域連携空き家等活用事業 条例第20条第1項の規定に基づき空き家等活用協定を締結した町会その他の地域団体が、当該空き家等活用協定に定めた活用方針を実現するために空き家等の改修工事又は空き家等の跡地の整備工事を行う事業をいう。
- (2) 空き家等の改修工事 空き家等活用協定の対象となる空き家等を集会施設等として活用するために行う当該空き家等の改修工事で、市長が適当であると認めるものをいう。
- (3) 空き家等の跡地の整備工事 空き家等活用協定の対象となる空き家等の跡地をポケットパーク等として活用するために行う当該空き家等の跡地の整備工事で、市長が適当であると認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、地域連携空き家等活用事業（以下「補助事業」という。）を行う町会その他の地域団体（以下「空き家等活用事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する費用の3分の2に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

(補助金交付申請)

第5条 空き家等活用事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ地域連携空き家等活用事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付変更申請)

第7条 空き家等活用事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、地域連携空き家等活用事業補助金交付変更申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、空き家等活用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 空き家等活用事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、地域連携空き家等活用事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(事業の未完了報告)

第10条 空き家等活用事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、地域連携空き家等活用事業未完了報告書(様式第4号)により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(完了実績報告)

第11条 空き家等活用事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに地域連携空き家等活用事業完了実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家等活用事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の額の確定後、空き家等活用事業者から提出される請求書に基づき、当該地域連携空き家等活用事業に対し補助金を交付するものとする。

（適用除外）

第14条 本市から地域連携空き家等活用事業に対する補助金の交付を受けた町会その他の地域団体は、第3条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日（以下この条において「交付日」という。）の属する年度から、交付日から5年を経過した日の属する年度まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地域連携空き家等活用事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

地域連携空き家等活用事業について、補助金の交付を受けたいので、金沢市地域連携
空き家等活用補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 地域連携空き家等活用事業
- 3 補助申請額 千円
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業の予定期日 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 添付資料 計画概要書
位置図、計画図、現況図及び現況写真
建物及び土地の登記事項証明書
工事見積内訳書

計画概要書

1 計画概要

1 空き家等又は空き家等の跡地の現況	空 き 家 等	所在地番 金沢市 住居表示 金沢市 建築年次 年 月 日 空き家となった時期 年 月頃 構造 建築面積 延床面積	住宅政策課記入欄
	空 き 家 等 の 跡 地	所在地番 金沢市 空き家となった時期 年 月頃 空き家の除却時期 年 月頃 面積	
2 補助事業の内容	空き家等の改修工事又は空き家等の跡地の整備 工事の内容 (概算工事費 円) 空き家等又は空き家等の跡地の活用方針		
3 備考			

2 補助事業の経費の配分

項目	事業費	財源の内訳		摘要
		市補助金	事業者	
空き家等の改修 工事又は空き家 等の跡地の整備 工事				

3 空き家等の改修工事費又は空き家等の跡地の整備工事費算出内訳

区分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
直接工事費計				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合計				

4 全体工事費算出内訳

区分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
直接工事費計				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合計				

様式第2号（第7条関係）

地域連携空き家等活用事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域連携空き家等活用事業について、当該決定の額及び内容を変更したいので、金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 地域連携空き家等活用事業
- 3 補助申請額 千円
 前回交付決定額 千円
 変更増減額 千円
- 4 変更理由
- 5 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 6 事業完了の予定期日 年 月 日
- 7 添付資料 工事費内訳書

様式第3号（第9条関係）

地域連携空き家等活用事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域連携空き家等活用事業について、当該事業を中止（廃止）したいので、金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

様式第4号（第10条関係）

地域連携空き家等活用事業未完了報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域連携空き家等活用事業について、同通知に付された完了期日までに事業が完了しなくなったので、金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定通知書に付された事業の完了期日

（変更のあったものについては、変更後の期日）

2 変更後の事業の完了予定期日

3 未完了となった理由

4 添付書類 工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）

現場写真

地域連携空き家等活用事業完了実績報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

町会その他の地域団体の代表者 団体名

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた地域連携
空き家等活用事業については、事業が完了したので、金沢市地域連携空き家等活用補助
金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 地域連携空き家等活用事業
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額 千円
補助金精算額 千円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付資料 工事費精算調書
工事請負契約書の写し
工事費の支払を証する書類
工事写真及び完成写真

工事費精算調書

1 補助事業の経費の配分

全体工事費	補助対象工事費	補助対象工事費の財源内訳		摘要
		市補助金	事業者	

(10,000円未満切り捨て)

2 空き家等の改修工事費又は空き家等の跡地の整備工事費算出内訳

区 分	金額 (円)
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	

3 全体工事費算出内訳

区 分	金額 (円)
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	